

令和6年度 福島県・福島市・郡山市・いわき市

屋外広告物講習会のお知らせ

屋外広告物の表示等に関し必要な知識を習得していただくため、令和6年度の屋外広告物講習会を福島県・福島市・郡山市・いわき市の共催により開催します。なお、屋外広告業を営む場合は屋外広告業の登録が必要であり、その場合には営業所ごとに講習会修了者等を業務主任者として選任しなければなりません。

- 開催日時 令和6年10月24日（木） 10:00～16:00
令和6年10月25日（金） 10:20～16:00
- 開催場所 福島テルサ 3階「あづま」
福島市上町4-25 TEL：024-521-1500
- 受講申込みの受付期間
令和6年9月9日（月）～ 令和6年10月11日（金）
※ 郵送での申し込みの場合は、必ず書留郵便とし、令和6年10月11日（金）までにお願います（当日消印有効）。持参の場合は、土日祝日を除きます。）
- 受講定員 30 名
- 受講申込み先
次のいずれか1自治体にお申し込みください。なお、修了証書は申込み自治体の首長名で交付されます。

	申込先	住所
福島県知事あて	福島県土木部 都市計画課	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
福島市長あて	福島市都市政策部 都市計画課景観係	〒960-8601 福島市五老内町3番1号
郡山市長あて	郡山市都市構想部 開発建築指導課景観係	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
いわき市長あて	いわき市都市建設部 都市計画課景観係	〒970-8686 いわき市平字梅本21番地

- 提出書類等
 - 屋外広告物講習会受講申込書
 - 屋外広告物講習会講習課程一部免除申請書（該当者のみ）
 - 受講手数料 4,000 円（欠席の場合でも返還されません）
※ 福島県知事あての場合
4,000 円相当額の福島県収入証紙を受講申込書の所定欄に貼付し提出してください。ただし消印はしないでください。
※ 福島市長、郡山市長又は いわき市長あての場合
現金 4,000 円を添えて受講申込書を提出してください。
- 講習課程の一部免除
（今年度から以下の資格を有する方はオンラインでの受講も可）
 - 次のいずれかに該当する方は、(2)の申請方法により、講習内容のうち「屋外広告物の施工に関する事項」の免除を受けることができます。
 - 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士の資格を有する者
 - 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条の電気工事士の資格を有する者

- ウ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 54 条第 1 項の第 1 種電気主任技術者免状、第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- エ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許所持者若しくは職業訓練修了者又は帆布製品製造取付けに係る技能検定合格者
- (2) 免除を申請する場合は、「屋外広告物講習会講習課程一部免除申請書」を受講申込書と一緒に提出してください。（受講申込み受付期間内に、受講申込書と同時に提出されない場合は、免除が受けられませんので、ご注意ください。）
 なお、免除申請書には、当該資格を証する書面の写し（資格証の写しなど）を必ず添付してください。

8 講習会の時間割

月日	時間	内容
10 月 24 日 (木)	10:00~10:20	受付
	10:20~10:30	開講式
	10:30~12:00	屋外広告物関係法令 (屋外広告物法、屋外広告物条例等)
	13:00~16:00	屋外広告物関係法令 (屋外広告物条例等、景観条例、建築基準法、道路法)
25 日 (金)	10:20~10:35	受付
	10:40~12:00	屋外広告物の表示に関する事項
	13:00~14:20	屋外広告物の施工に関する事項
	14:30~15:50	屋外広告物の安全管理に関する事項
	15:50~16:00	修了証書授与式・閉講式

9 使用するテキスト

- (1) 条例等の解説資料（会場にて配布します）
- (2) ぎょうせい刊『屋外広告の知識』全 3 巻（ご持参願います。）
 ※当日会場での販売も実施します。
 ・「屋外広告の知識」第 1 巻 法 令 編 第五次改訂版：2,700 円＋税
 ・「屋外広告の知識」第 2 巻 デザイン編 第四次改訂版：1,905 円＋税
 ・「屋外広告の知識」第 3 巻 設計・施工編 第四次改訂版：2,476 円＋税

10 その他

- (1) 車でお越しの方は、福島県庁駐車場（講習会会場にて無料駐車券処理をします）をご利用ください。会場施設にも駐車場（有料）はありますが数に限りがありますので予めご了承ください。
- (2) 会場施設には飲食店がありますが、座席に限りがあります。会場での飲食物の持ち込みは可能ですが、ゴミはお持ち帰りいただきますようお願いいたします。
- (3) 本講習会を修了しても業務主任者としての要件を満たさない自治体がありますので、資格要件について、あらかじめ活動予定の自治体でご確認ください。
 ※昨年度まで印鑑の持参をお願いしておりましたが、今年度からは不要とします

10 お問い合わせ先

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ・福島県土木部都市計画課 | 電話 024-521-7508 |
| ・福島市都市政策部都市計画課景観係 | 電話 024-573-4979 |
| ・郡山市都市構想部開発建築指導課景観係 | 電話 024-924-2371 |
| ・いわき市都市建設部都市計画課景観係 | 電話 0246-22-7512 |